

令和6年度大阪府保険者協議会事業計画

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増嵩等により、医療保険者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、保険者協議会においては、保険者努力支援制度や日本健康会議の活動指針に記載の取組の達成にも資するよう、保険者間はもとより、行政や医療関係者等とも連携し、加入者の健康づくりや医療費適正化により一層取り組む必要がある。

また、「大阪府健康づくり推進条例」では、「医療保険者の役割」として保健事業の実施等に取り組む旨、規定されており、保険者協議会においても、加入者が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めているところである。

都道府県のガバナンス強化という国の考えも踏まえ、大阪府の健康づくり・医療費適正化施策と一緒に推進することとし、以下の取組を実施する。

●大阪府保険者協議会（年2回程度、必要に応じて各部会での検討も行う）

- 保険者協議会の運営に関する事項
(役員の選任、予算・決算、事業計画の決定、各部会からの報告、国担当者会議等の報告等)
- 大阪府健康づくり推進条例及び日本健康会議に関する事項
 - 〔 条例に基づく取組の推進（府民会議（条例に基づく推進体制）への参画等）、
日本健康会議の活動指針の達成に向けた検討及び達成状況調査への回答 〕
- 保険者協働での広報活動の検討
(大阪府「健活10（ケンカツテン）」との一体的推進や適正受診等に関する啓発)
- 大阪府医療費適正化計画に関する事項
(大阪府「健康づくり支援プラットフォーム事業」（アスマイル等）への各保険者の参画に向けた調整など、施策の実施についての府への協力、目標達成に向けて必要な取組みの検討、計画変更等に当たっての意見提出等)
- 大阪府医療計画に関する事項
(保健医療協議会委員の推薦、計画変更等に当たっての意見提出等)
- その他保険者協議会の目的を達成するために必要な事業の実施

●医療費調査部会（状況に応じて随時開催）

- 「生活習慣病等予防・健康寿命延伸をめざした調査分析事業」の効果的実施に向けての調整
- NDB等を活用した保険者横断的な医療費分析の検討や各保険者における調査分析研究の共有
- 後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化のための取組

●保健活動部会（年4回程度）

- 保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組推進等を図るため、以下のとおり保健活動における専門的調査及び企画を行う
 - ・特定健診・保健指導の実施率向上と、保険者共同での広報活動を目指すための、研修会等の実施
 - ・各保険者の特性及び各保険者における保健事業情報の収集・把握
 - ・特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者等の取組例を共有

●事務担当者会議

- 特定健康診査等集合契約のとりまとめ